

事 務 連 絡  
平成 30 年 4 月 9 日

別記団体 御中

厚生労働省医政局研究開発振興課

「臨床研究法施行規則の施行等について」の正誤について

標記につきまして、別紙のとおり各都道府県、保健所設置市、特別区衛生主管部（局）長宛てに事務連絡を発出いたしましたので、御了知いただくとともに、貴下団体会員等に対する周知方よろしくお取り計らい願います。

(別記)

独立行政法人 国立病院機構  
独立行政法人 労働者健康安全機構  
独立行政法人 地域医療機能推進機構  
国立研究開発法人 国立がん研究センター  
国立研究開発法人 国立循環器病研究センター  
国立研究開発法人 国立精神・神経医療研究センター  
国立研究開発法人 国立国際医療研究センター  
国立研究開発法人 国立成育医療研究センター  
国立研究開発法人 国立長寿医療研究センター  
国立医薬品食品衛生研究所  
国立感染症研究所  
国立保健医療科学院  
国立社会保障・人口問題研究所  
国立障害者リハビリテーションセンター  
国立研究開発法人 日本医療研究開発機構  
国立研究開発法人 医薬基盤・健康・栄養研究所  
独立行政法人 医薬品医療機器総合機構  
公益社団法人 日本歯科医師会  
公益社団法人 日本薬剤師会  
公益社団法人 日本看護協会  
公益社団法人 日本助産師会  
一般社団法人 日本病院会  
公益社団法人 全日本病院協会  
一般社団法人 日本医療法人協会  
公益社団法人 日本精神科病院協会  
公益社団法人 全国自治体病院協議会  
一般社団法人 国立大学附属病院長会議  
一般社団法人 日本私立医科大学協会  
一般社団法人 全国公私病院連盟  
一般社団法人 日本慢性期医療協会  
公益社団法人 歯科衛生士会  
公益社団法人 日本歯科技工士会  
一般社団法人 日本病院薬剤師会  
公益社団法人 日本鍼灸師会  
公益社団法人 日本診療放射線技師会  
公益社団法人 日本柔道整復師会

一般社団法人 日本臨床衛生検査技師会  
公益社団法人 日本理学療法士協会  
公益社団法人 全日本鍼灸マッサージ師会  
一般社団法人 日本作業療法士協会  
公益社団法人 日本あん摩マッサージ師会  
公益社団法人 東洋療法学校協会  
公益社団法人 全国柔道整復学校協会  
公益社団法人 日本臨床工学技士会  
公益社団法人 日本医療美容協会  
社会福祉法人 恩賜財団済生会  
日本赤十字社  
国家公務員共済組合連合会  
全国厚生農業協同組合連合会  
社会福祉法人 北海道社会事業協会  
日本医学会  
日本歯科医学会  
公益財団法人 ヒューマンサイエンス振興財団  
日本SMO協会  
一般社団法人 日本CRO協会  
日本製薬団体連合会  
欧州製薬団体連合会  
米国研究製薬工業協会  
一般社団法人 日本医療機器産業連合会  
一般社団法人 米国医療機器・IVD工業会  
欧州ビジネス協会医療機器・IVD委員会  
一般社団法人 再生医療イノベーションフォーラム  
医療用医薬品製造販売業公正取引協議会  
医療機器業公正取引協議会  
防衛省人事教育局衛生官  
文部科学省研究振興局ライフサイエンス課生命倫理・安全対策室  
文部科学省科学技術・学術政策局人材政策課研究公正推進室  
文部科学省高等教育局医学教育課  
文部科学省初等中等教育局児童生徒課産業教育振興室  
経済産業省商務情報政策局生物化学産業課

事務連絡  
平成30年4月9日

各  
〔都道府県  
保健所設置市  
特別区〕  
衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局経済課  
厚生労働省医政局研究開発振興課

「臨床研究法施行規則の施行等について」の正誤について

下記の通知について、別添のとおり訂正をするので、その取扱いに遺漏のないよう、周知徹底を図られたい。

「臨床研究法施行規則の施行等について」

（平成30年2月28日付け医政経発0228第1号・医政研発0228第1号厚生労働省医政局経済課長・研究開発振興課長通知）

誤	正
<p>1. 法第1章関係</p>	
<p>【1頁】            (2) 法第2条第1項関係            (略)            なお、医行為とは、「医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の解釈について(通知)」(平成17年7月16日付け医政発第0726005号厚生労働省医政局長通知)における医行為をいう。</p>	<p>(2) 法第2条第1項関係            (略)            なお、医行為とは、「医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の解釈について(通知)」(平成17年7月26日付け医政発第0726005号厚生労働省医政局長通知)における医行為をいう。</p>
<p>2. 法第2章関係</p>	
<p>【3頁】            (9) 規則第13条第2項関係            (略)            手順書には、当該臨床研究に従事する者が、<u>疾病等を知り得た医師から研究責任医師や研究代表医師への報告の流れ、重篤か否かの評価の方法等が含まれていること。</u>なお、手順書に記載すべき内容を研究計画書に記載する場合は、別途手順書の作成は要しない。</p>	<p>(9) 規則第13条第2項関係            (略)            手順書には、<u>疾病等を知り得た当該臨床研究に従事する者から研究責任医師や研究代表医師への報告の流れ、重篤か否かの評価の方法等が含まれていること。</u>なお、手順書に記載すべき内容を研究計画書に記載する場合は、別途手順書の作成は要しない。</p>
<p>【3頁】            (11) 規則第14条第1号から第18号まで関係            (略)            (ア) (略)            (イ) データマネジメント、統計解析、モニタリング及び監査に関する責任者、研究・開発計画支援担当者、調整管理実務担当者、<u>研究代表医師並びに研究責任医師以外の研究を総括する者の氏名、職名及び連絡先</u>            注1・注2 (略)            注3 「<u>研究代表医師並びに研究責任医師以外の研究を総括する者</u>」とは、当該臨床研究に用いる医薬品等の特許権を有する者や当該臨床研究の研究資金等を調達する者等であって、研究を総括する者をいう。</p>	<p>(11) 規則第14条第1号から第18号まで関係            (略)            (ア) (略)            (イ) データマネジメント、統計解析、モニタリング及び監査に関する責任者、研究・開発計画支援担当者、調整管理実務担当者<u>並びに研究代表医師及び研究責任医師以外の研究を総括する者の氏名、職名及び連絡先</u>            注1・注2 (略)            注3 「<u>研究代表医師及び研究責任医師以外の研究を総括する者</u>」とは、当該臨床研究に用いる医薬品等の特許権を有する者や当該臨床研究の研究資金等を調達する者等であって、研究を総括する者をいう。</p>
<p>【5頁】            (11) (略)            (略)            (ア)～(オ) (略)            (カ) 当初の統計的な解析計画を変更する場合の<u>手順</u>            当初の統計的な解析計画からの変更がある場合は、研究計画書又は統計解析計画書を改訂し、臨床研究の総括報告書においても説明すること。</p>	<p>(11) (略)            (略)            (ア)～(オ) (略)            (カ) 当初の統計的な解析計画を変更する場合の<u>手順</u>            当初の統計的な解析計画からの変更がある場合は、研究計画書及び統計解析計画書を改訂し、臨床研究の総括報告書においても説明すること。</p>
<p>【6頁】            (11) (略)            当該臨床研究の開始<u>から</u>終了の予定日を記載すること。</p>	<p>(11) (略)            当該臨床研究の開始<u>及び</u>終了の予定日を記載すること。</p>
<p>【8頁】            (15) 規則第16条関係            (略)            規則第16条ただし書の「必要な体制があらかじめ確保されている場合」とは、救急医療が必要となった場合に、救急医療を行うために必要な施設又は設備を有する他の医療機関と<u>当該他の医療機</u></p>	<p>(15) 規則第16条関係            (略)            規則第16条ただし書の「必要な体制があらかじめ確保されている場合」とは、救急医療が必要となった場合に、救急医療を行うために必要な施設又は設備を有する他の医療機関と<u>実施医療機関</u>と</p>

<p>関との間で患者を受け入れることについてあらかじめ合意がされている場合をいう。なお、この場合には、研究計画書をあらかじめ共有するなど、救急医療を適切に行うことのできる体制の確保に努めること。</p>	<p>の間で患者を受け入れることについてあらかじめ合意がされている場合をいう。なお、この場合には、研究計画書をあらかじめ共有するなど、救急医療を適切に行うことのできる体制の確保に努めること。</p>
<p>【11頁】  (32)規則第26条関係  「環境に影響を及ぼすおそれのある臨床研究」とは、<u>遺伝子組換えを行う遺伝子治療を伴う臨床研究の</u>ことをいい、<u>遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）に基づき拡散防止措置を行うもの</u>をいう。</p>	<p>(32)規則第26条関係  「環境に影響を及ぼすおそれのある臨床研究」とは、<u>例えば、遺伝子組換えを行う遺伝子治療を伴う臨床研究など、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）に基づき拡散防止措置を行うべきものを含む。</u></p>
<p>【12頁】  (38)法第5条第2項第1号関係  「意見の内容を記載した書類」とは、認定臨床研究審査委員会が意見として書面にて研究責任医師（多施設共同研究の場合は研究代表医師）に提示したものをいう。  <u>再生医療等提供計画を提出する者は、再生医療等提供計画に記載された認定再生医療等委員会が述べた意見の内容を記載した書類には、当該再生医療等提供計画に関する審査の過程に関する記録を添付すること。</u></p>	<p>(38)法第5条第2項第1号関係  「意見の内容を記載した書類」とは、認定臨床研究審査委員会が意見として書面にて研究責任医師（多施設共同研究の場合は研究代表医師）に提示したものをいう。  <u>（削除）</u></p>
<p>【18頁】  (71)規則第61条関係  臨床研究の対象者の秘密保持義務については、<u>法第11条及び法第21条に規定されているが、「臨床研究の実施に関して知り得た秘密（法第十一条に規定するものを除く。）」とは、臨床研究の対象者の秘密以外のもの（例えば、当該臨床研究に用いる医薬品等の知的財産に関する秘密、既存試料等が臨床研究に利用される者の秘密等）について、臨床研究に従事する者又は臨床研究に従事する者であった者には、秘密保持の義務がある。</u></p>	<p>(71)規則第61条関係  臨床研究の対象者の秘密保持義務については、<u>法第11条及び法第21条に規定されているが、「臨床研究の実施に関して知り得た秘密（法第十一条に規定するものを除く。）」とは、臨床研究の対象者の秘密以外のもの（例えば、当該臨床研究に用いる医薬品等の知的財産に関する秘密、既存試料等が臨床研究に利用される者の秘密等）を含む。</u></p>
<p><b>3. 法第3章関係</b></p>	
<p>【22頁】  (21)規則第77条第1項関係  認定委員会設置者が規則第77条第1項の届出を行うとときは、あらかじめ、地方厚生局に相談すること。</p>	<p>(21)規則第77条第1項関係  認定委員会設置者が規則第77条第1項の届出を行おうとときは、あらかじめ、地方厚生局に相談すること。</p>
<p>【23頁】  (25)規則第80条第2項関係  （略）  また、以下に掲げる場合において、それぞれ当該場合に応じた技術専門員からの評価書を確認するなど、必要に応じて臨床研究の特色に応じた専門家が当該臨床研究に対する評価を行った評価書を確認すること。技術専門員は、認定臨床研究審査委員会の出席することを要しない（委員会が必要と認めた場合、出席して意見を述べることを妨げるものではない）。委員会の委員が技術専門員を兼任して評価書を提出することができる。</p>	<p>(25)規則第80条第2項関係  （略）  また、以下に掲げる場合において、それぞれ当該場合に応じた技術専門員からの評価書を確認するなど、必要に応じて臨床研究の特色に応じた専門家が当該臨床研究に対する評価を行った評価書を確認すること。技術専門員は、認定臨床研究審査委員会に出席することを要しない（委員会が必要と認めた場合、出席して意見を述べることを妨げるものではない）。委員会の委員が技術専門員を兼任して評価書を提出することができる。</p>
<p>【25頁】  (35)規則第85条関係  （略）</p>	<p>(35)規則第85条関係  （略）</p>

<p>認定委員会設置者は、認定再生医療等委員会の開催ごとの審査等業務の過程に関する概要を、当該認定再生医療等委員会のホームページで公表すること。</p>	<p>認定委員会設置者は、認定臨床研究審査委員会の開催ごとの審査等業務の過程に関する概要を、当該認定臨床研究審査委員会のホームページで公表すること。</p>
<p><b>5 . 法附則関係</b></p>	
<p>【31 頁】  ( 1 ) 規則附則第 2 条関係  ( 略 )  ( ア )・( イ ) ( 略 )  ( ウ ) 観察期間終了からデータ固定 ( 統計解析に用いるデータをその後変更しないものとして確定することをいう。 ) するまでの間  規則第 14 条第 1 号、第 8 号及び第 9 号並びに 2 . 法第 2 章関係 ( 11 ) 規則第 14 条第 1 号から第 18 号まで関係 ( ア )  ( エ ) データ固定から研究終了までの間  規則第 14 条第 1 号、第 9 号及び 2 . 法第 2 章関係 ( 10 ) 規則第 14 条第 1 号から第 18 号まで関係 ( ア )</p>	<p>( 1 ) 規則附則第 2 条関係  ( 略 )  ( ア )・( イ ) ( 略 )  ( ウ ) 観察期間終了からデータ固定 ( 統計解析に用いるデータをその後変更しないものとして確定することをいう。 ) するまでの間  規則第 14 条第 1 号、第 9 号及び第 11 号並びに 2 . 法第 2 章関係 ( 11 ) 規則第 14 条第 1 号から第 18 号まで関係 ( ア )  ( エ ) データ固定から研究終了までの間  規則第 14 条第 1 号、第 9 号及び 2 . 法第 2 章関係 ( 11 ) 規則第 14 条第 1 号から第 18 号まで関係 ( ア )</p>